

# 社会保険 いばらき

## 3

人事異動の季節です。届出は正しく速やかに

2018 March  
NO.476

- 健保・厚年のお問い合わせは年金加入者ダイヤルへ
- 被扶養者異動届の取扱いが一部変更されました
- 協会けんぽの保険料率についてお知らせします
- 茨城県年金受給者協会からのお知らせ



「ユキヤナギ寸景」(撮影・偕楽園)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

# 人事異動の季節です

## 届出は正しく速やかに

### 従業員を採用したとき

#### ◎資格取得届

##### ●被保険者になる方

適用事業所で常用的使用関係にある方は、国籍や本人の意思などに関係なく被保険者となります（70歳以上の方は健康保険のみの被保険者となり、75歳からは適用事業所に使用されていても、後期高齢者医療の被保険者となりますので、資格を喪失します）。

##### ●資格取得年月日

適用事業所に使用されるようになった場合は、被保険者資格を取得します。試用期間や見習期間を定めている場合であっても、使用されるようになった日が資格取得年月日となります。

##### ●提出期限

資格取得日から5日以内

##### ●パートタイマーの取扱い

平成28年10月1日から、パートタイマーなどの短時間労働者については、1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上であれば被保険者となります。

なお、勤務時間や勤務日数が常時雇用者の4分の3未満であっても、次の5項目すべてに該当する方は被保険者となります。

- ①常時501人以上の事業所に勤務していること。
- ②週の所定労働時間が20時間以上あること。
- ③雇用期間が1年以上見込まれること。
- ④賃金の月額が88,000円以上であること。
- ⑤学生でないこと。

##### ●基礎年金番号

過去に公的年金に加入していた方については、基礎年金番号通知書または基礎年金番号記載の年金手帳の提出を求め、基礎年金番号を確認したうえで届書に記入してください。

年金手帳の紛失等により基礎年金番号が確認できない場合は、ご本人確認のうえ資格取得届と併せて職歴等を記載した「年金手帳再交付申請書」を提出して下さい。

##### ●報酬月額

支払見込み額を記入します。見込み額は、基本給に通勤手当、家族手当などの固定的に支給される諸手当や残業手当等の非固定的な手当を加えて算出します。

残業手当等は、同じ業務に従事している方を参考に見込み額を算出してください。

##### ●被保険者住所欄

新規に基礎年金番号を付番する際は、住民票上の住所をご記入いただいておりますが、

- ①基礎年金番号をお持ちでない、または確認できない
- ②住民票上の住所以外に郵便物の届く住所がある（現住所が住民票上の住所と異なる）

の両方に該当する場合は、被保険者住所欄に郵便物の届く住所を記入し、備考欄に住民票上の住所を記入してください。

#### ◎被扶養者（異動）届

##### ●被扶養者になる方

被保険者によって生計を維持されている方については、被扶養者になることができます。その場合は、資格取得届に被扶養者（異動）届を添付して提出してください。

なお、被保険者が65歳未満で、20歳以上60歳未満の被扶養配偶者がいる場合は、国民年金第3号被保険者届（「被扶養者（異動）届」の3枚目）を併せて提出して下さい。

被扶養者になれる方の範囲は、三親等以内の親族で【図1】のとおりです。

##### ●生計維持の基準

被扶養者の認定条件の一つである「主として被保険者の収入によって生活している」状態とは、【図2】の基準によります（生計を維持されている方が60歳以上または障害者の場合は「130万円」を「180万円」に読み替えます）。

#### ◎ローマ字氏名届

外国籍の方の年金記録を適正に管理するため、外国籍の方の厚生年金保険資格取得届、厚生年金保険被保険者氏名変更届、国民年金第3号被保険者関係届を提出する際には、ローマ字氏名届も併せて提出してください。

##### ●留意事項

・届書には、在留カード、住民票の写し等に記載のある氏名を記入して下さい。

・届出後も、日本年金機構からお送りする各種通知書や全国健康保険協会が発行する保険証はカナ氏名で表示されます。

## ◎70歳以上被用者該当届

厚生年金の被保険者にはならない70歳以上の方であっても、その方の賃金と老齢厚生年金の金額に応じて、受給されている老齢厚生年金が在職支給停止の対象となります。そのため、70歳以上の方を採用した場合は、70歳以上被用者該当届を併せて提出してください。

## 従業員が転勤・退職したとき

### ◎資格喪失届

#### ●資格喪失年月日

転勤等の場合は異動した日、退職の場合は、退職日の翌日が資格喪失年月日になります。

#### ●提出期限

資格喪失日から5日以内

#### ●健康保険被保険者証の返納

資格喪失届に退職者及び被扶養者全員の保険証を添付してください。(高齢受給者証や特定疾病療養受療証・限度額適用認定証の交付を受けている場合には併せて添付してください)。

紛失等により返納できない場合は、回収不能届・減失届とともに提出をお願いします。

## 被扶養者が就職したとき

### ◎被扶養者(異動)届

被扶養者が就職し健康保険の被保険者となった場合は、就職日をもって被扶養者から除くことになるため、被扶養者(異動)届に該当者の保険証を添付し提出してください。

また、短時間の労働などで健康保険の被保険者にならない場合であっても、収入が【図2】の×に当てはまる状態になった場合にも被扶養者から除くことになるため、同様に提出してください。

## 退職後、引き続いて再雇用したとき

### ◎60歳未満の方

被保険者が雇用契約期間の満了等により退職した後、1日の空白もなく同じ事業所に再雇用された場合、実際の雇用関係は継続しており被保険者の資格も継続するため、資格喪失届等の提出は不要です。

なお、再雇用の際に報酬の変動があった場合は、月額変更届または算定基礎届で標準報酬月額を改定します。

### ◎60歳以上の方

60歳以上の方が退職後に1日の空白もなく継続して同じ事業所に再雇用された場合は、雇用関係がいったん中断したもののとして「資格喪失届」と「資格取得届」を提出していただき、再雇用された月分から再雇用後の報酬に応じた標準報酬月額に変更します。

#### ●留意事項

下記の①と②の両方、または③を添付し、「資格喪失届」と「資格取得届」を同時に提出してください(その方に被扶養者がいる場合は「被扶養者(異動)届」も提出してください)。

①就業規則、退職辞令の写し(退職日が確認できるものに限る)

②雇用契約書の写し(継続して再雇用されたことがわかるものに限る)

③「退職日」及び「再雇用された日」に関する事業主の証明書(事業主印が押印されているものに限る)

図1 被扶養者になることができる続柄

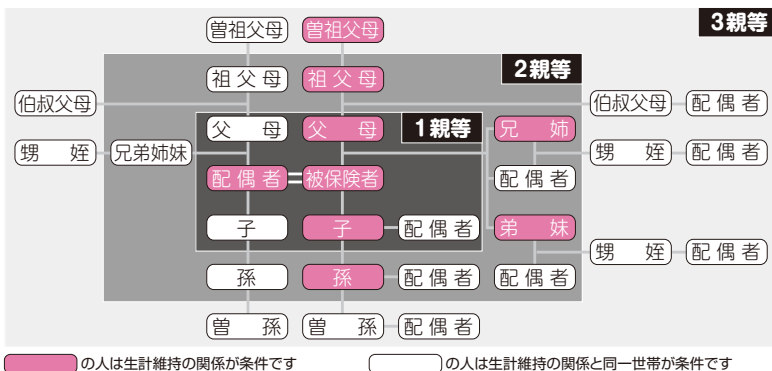
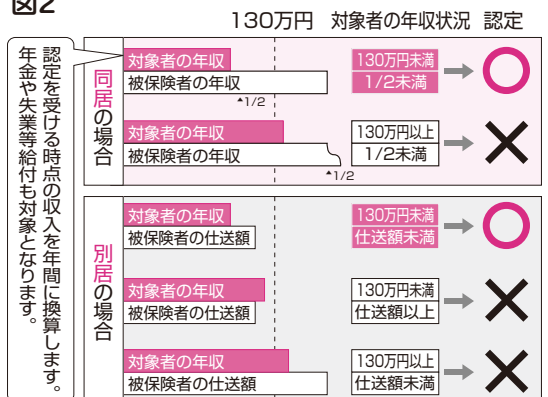


図2



詳しくは年金加入者ダイヤル (0570-007-123 (050で始まる電話でお掛けになる場合は03-6837-2913)) 又はお近くの年金事務所へお問い合わせ下さい。

## 社会保険事務担当者の皆さまへ日本年金機構からのお知らせ

### 健康保険・厚生年金保険に関するお問い合わせは 「ねんきん加入者ダイヤル」へ

健康保険・厚生年金保険の加入や届出に関する照会は「ねんきん加入者ダイヤル」へお問い合わせ下さい。  
「ねんきん加入者ダイヤル」では以下の照会にお答えしています。

1. 制度・届出に関すること
2. 届書の処理状況に関すること
3. 厚生年金保険の資格記録に関すること
4. 各種届出用紙の送付依頼受付・発送

※年金事務所が実施する事業所調査に関するお問い合わせ、保険料額の確認及び保険料の納付に関するお問い合わせは、管轄の年金事務所へお問い合わせ下さい。

#### 留意事項

- ・照会内容によっては年金事務所等へご案内する場合があります。
- ・ご自身の資格記録を確認する場合には、基礎年金番号が必要です。
- ・事業所からの従業員の個人情報に関する照会は、内容によってお答えできない場合があります。

#### お問い合わせ先

### ねんきん加入者ダイヤル

間違い電話が発生しておりますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

事業所、厚生年金加入者向け

**0570-007-123** (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

(東京) **03-6837-2913** (一般電話)

受付時間: 月～金曜日 午前 8:30～午後 7:00 ※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～  
第2土曜日 午前 9:00～午後 5:00 1月3日はご利用いただけません。

## 所得税法の改正により、被扶養者異動届の 取扱いが一部変更されました。

平成29年度税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除制度の見直しが行われ、被扶養者異動届の取扱いが、平成30年1月より以下のとおり変更されました。

なお、税制改正に関する具体的な内容は国税庁ホームページ等をご確認ください。

### 1. 被保険者(※税法上の居住者)の合計所得が1,000万円(給与所得のみの場合は、給与等の収入金額が1,220万円)を超える場合

所得税法上の控除対象配偶者に該当しないため、事業主の確認をもって収入確認のための証明書類の添付を省略することができなくなり、証明書類の添付が必要になります。

### 2. 被保険者(※税法上の居住者)の合計所得が1,000万円以下の場合

所得税法上の控除対象配偶者となる場合は、事業主の確認をもって収入確認のための証明書類の添付を省略することができます。

※税法上の居住者とは、国内に住所を有する又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する健康保険の被保険者です。  
(例：妻を扶養に入れる場合、居住者は夫になります)

詳しくは年金加入者ダイヤル (0570-007-123 (050で始まる電話でお掛けになる場合は03-6837-2913)) 又はお近くの年金事務所へお問い合わせ下さい。

協会けんぽ茨城支部の加入者・事業主の皆さまへ

## 平成30年3月分（4月納付分）～の 協会けんぽの保険料率についてお知らせします。

茨城支部の健康保険料率は変更となります。  
介護保険料率も変更となります。  
皆さまのご理解をお願い申し上げます。

給与・賞与の

**9.89%**

平成30年2月分  
(3月納付分) まで

健康保険料率



給与・賞与の

**9.90%**

平成30年3月分  
(4月納付分) から

※協会けんぽの平成30年度全国平均保険料率は10.0%です。都道府県支部の保険料率は各都道府県の医療給付費により決定されます。

給与・賞与の

**1.65%**

平成30年2月分  
(3月納付分) まで

介護保険料率



給与・賞与の

**1.57%**

平成30年3月分  
(4月納付分) から

※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

### 基本保険料率・ 特定保険料率とは

健康保険料率（9.90%）のうち、6.29%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.61%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

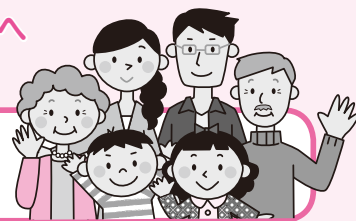
### 介護保険制度・ 介護保険料とは

- ◆介護保険制度は、介護が必要な方を社会全体で支える仕組みであり、公費（税金）や高齢者の介護保険料のほか、40歳から64歳までの健康保険の加入者（介護保険第2号被保険者）の介護保険料（労使折半）等により支えられています。
- ◆介護保険の保険料率については、国へ納付すべき介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として、単年度で収支が均衡するよう、保険者が定めています。

★保険料は、納付期限までに納めていただくようお願いします。

★健康保険組合における保険料額等については、ご加入の健康保険組合へお問い合わせください。

加入者の皆さま、お一人おひとりの健康の積み重ねが  
保険料率の上昇を抑える大きな力になります。



《企画総務グループ ☎ 029-303-1580》

### お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽホームページもご覧ください

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

# 茨城県年金受給者協会連合会から

## 会員募集

## のお知らせ

私たちの年金受給者協会は、年金制度の一層の充実改善と、年金受給者の福祉の向上を図ることを目的とし、昭和45年に設立された団体です。

現在、茨城県内に居住する各種年金(厚生年金・国民年金・共済等)受給者及び受給予定者約1万2千人の会員で構成し、運営しております。

全国組織として、中央には一般社団法人全国年金受給者団体連合会があり、全国の年金受給者団体が所属し約53万人の会員で構成されております。

### 会員の特典

- 年金関連情報の提供
- 各種保険が団体扱いとなり保険料が安くなります。
  - ・アフラックガン保険・傷害保険・医療保険等
- 各種提携宿泊施設、国内・国外の旅行の割引があります。
- 葬儀支援サービスが受けられます。
- 各種事業を通じて仲間との出会いがあります。

- ★グラウンドゴルフ等、スポーツ事業
- ★海岸清掃等のボランティア活動
- ★旅行・スポーツ・グルメ料理・歩く会・カラオケ・芸能発表会等のサークル活動
- ★教養・知識を深めるための各種講座・研修会
- ★年金・医療・介護保険制度や税制等の改善について、陳情・要請活動



会費は年会費制となっており、お一人年間2,000円、ご夫婦で加入の場合はお二人で年間3,000円となっております。

これを機会に会員になってみませんか。皆様の加入をお待ちしております。

☆ご入会等のお問い合わせやお申し込みは、下記の地区協会にご連絡ください。

<b>水戸地区年金受給者協会</b> <small>〒310-0021 水戸市南町3-4-57 ☎029-224-2116</small>	水戸市、ひたちなか市、常陸大宮市、常陸太田市、那珂市、笠間市、鉾田市、鹿嶋市、神栖市、潮来市、行方市、小美玉市、大子町、茨城町、大洗町、城里町、東海村
<b>県北地区年金受給者協会</b> <small>〒317-0073 日立市幸町2-9-1 ☎0294-24-3305</small>	日立市、高萩市、北茨城市及びその近隣市町村
<b>県南地区年金受給者協会</b> <small>〒300-0842 土浦市西根南1-10-23 ☎029-843-1689</small>	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、つくばみらい市、守谷市、かすみがうら市、稲敷市、小美玉市(旧玉里村)、阿見町、河内町、利根町、美浦村
<b>県西地区年金受給者協会</b> <small>〒300-4503 筑西市宮後2158-9 ☎0296-52-6033</small>	筑西市、古河市、結城市、下妻市、常総市、坂東市、桜川市、八千代町、境町、五霞町

(一社) 全国年金受給者 茨城県年金受給者協会連合会  
 団体連合会

〒310-0021 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル3階 ☎029-300-4165